

○田渕参事官 知財事務局の田渕でございます。

会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行について御説明いたします。

まず、会議中はノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに「挙手」ボタンにてお知らせいただくよう、お願いいたします。

御発言される際には、マイクをミュート解除にいただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにし、「挙手」ボタンを解除していただきますよう、お願いいたします。

傍聴の方々につきましては、カメラ及びマイクを切っておいていただきますよう、お願いいたします。切っていない方については、事務局で操作させていただきます。なお、画面上部の表示タブの「カメラオフの参加者を非表示にする」を押していただきますと、カメラオフの方が非表示になりますので、画面が見にくい場合等、適宜御活用ください。

本日ですけれども、柳川委員が途中からの御参加予定となっております。

続いて、会議資料を確認いたします。

議事次第にも掲載しておりますが、本日、資料1と資料2-1、資料2-2の3種類の資料を用いますので、お手元にない場合等ございましたら、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、ここから議事の進行を中村座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村座長 よろしく申し上げます。

では、ただいまから第6回のタスクフォースを開催いたします。

皆様、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

今日は事務局から資料1、2について報告をいただくのですけれども、論点の区切りごとに質疑応答の時間を取っていききたい、そういうやり方にしたいと思っています。よろしく申し上げます。

では、事務局から説明を始めてください。

○田渕参事官 資料1でございます。

これまでタスクフォース会合等において委員等から指摘のあった事項を幅広くまとめたものに検討の方向性の案を加えたものとなっております。

まず「1. 全体」についてですけれども、①、②はその中でも総論的な部分になりますが、知的財産は使われることによってその価値が上がっていくという視点と、利用のされ方に関する著作者等の意思を尊重するという視点の両立をどのように図るべきか。

それから、②の保護すべき権利は保護し、保護しなくてもいい権利は保護しないというめり張りをどのようにつけることができるかというところにつきましては、基本的な考え方として、ソフトロー、これは意思表示ツールですとかガイドライン等を想定しておりますけれども、ソフトローや技術の活用を含め、あらゆる利用円滑化方策を権利者の意思の尊重と両立させる形で利用場面に応じて講じることが重要ではないかとしております。

次に、③ですけれども、当事者間のルール形成を促す方策として何が考えられるか。当事者間のルール形成がうまく進まない場合にどのような解決策が考えられるかという点につきましては、必要に応じて国が仲介役となる権利者と利用者間での協議の場の設定、ガイドライン形成、裁定制度の活用等が考えられないかとしております。

次に、④ですけれども、コロナをきっかけにデジタル・トランスフォーメーションの側面から著作権制度の在り方をどのように見直すべきかという点につきましては、アナログ・リアルで行うのと権利者の利益に与える影響という点において、同等の行為にもかかわらず、デジタル・ネットを利用する場合には個別許諾が必要となるという著作権法上の「ずれ」は伝送路などの形式面と権利者への影響などの実質面でのずれもございしますが、こういったずれについて権利者の利益を不当に害しないことを前提に可能な限り解消してはどうかと挙げております。

また、後述の投稿サイトやライブエンターテインメント、放送番組等の配信等の新たな利用分野におけるニーズへの対応策を整理することも必要ではないかとしています。一旦こちらで区切らせていただきます。

○中村座長 了解いたしました。

今、事務局から説明をいただいたように、今日は、この資料1について論点を整理していただいたところに青い字で大まかな方向性というのを事務局でつけていただいて、これを議論して、ここの方向性が出たところを我々の報告にしていくという、そういう流れのある種、大詰めの話になってくると思います。

この青い矢印の方向性として書かれたのがこの辺りでよいのか、もっと突っ込んで書けることがあればお出しいただいて書いていただいて我々の方向性にしていくという、そういう大事な作業になってくるということです。これまで、この後、議論をされる3類型に結構時間を割いてきたのですけれども、この辺も含めての皆さんからのお考えというのを今日お出しただけるとありがたいなと思っておりまして、ひとまず①～④までのところで御意見があればお出しをいただきたいと思っております。

①、②のところはソフトローやガイドラインという方向性を出しているところですが、この辺りで皆さんから何かコメント等ありますでしょうか。

私はこの著作権の①、②で言うと、かなりこれまで立法措置と司法に頼ってきた面があ

るのですけれども、そこにソフトローとかガイドラインという方向性を明記するというのは非常に重要な、政策転換とは言わなくても政策の方向性を出すということになるのではないかなという気がするのですが、ここである種、ガイドラインなどを重視していくということはステークホルダーによって事前にこの分野に関与していくという、そういう政策になっていくということですが、それが望ましいと言えるのか。

あるいは後で裁定制度を行政から民間に移行させるというようなアイデアも多分議論になると思うのですけれども、そのようなある種、ADRのような裁判外での著作物の流通あるいは処理というのを進めるということが方向性として正しいのかといった考え方の整理が要るかなと思います。

また、3番で言うと当事者間のルール形成を促すために場を設定などということがここに書いてあるのですけれども、例えば例えば別途、文化庁のほうで議論が進んでいるテレビ番組の配信で言うと、今回、いろいろと議論がなされましたが、いきなり立法措置に持っていく云々の以前に当事者間で話すべきではないかというような議論がそこではありました。そこで、現在、総務省や文化庁のとりなしでステークホルダーの両者が協議をするという場が設けられておりますし、それ以前には知財本部でも随分議論になりました海賊版について、ITの業界と出版業界が対立する場面があって、その後、これも総務省、文化庁、経産省などのとりなしによってステークホルダーが協議する場ということが設けられたりしているのですけれども、そのような場づくりのような努力を行政として、あるいはポリシーとして進めていくことが推奨されるべきかどうか。だとすると、どの辺りまでここで書いてあればいいのか。

最後の④で言うと、これは非常に多くのことですが、メディアによってずれがあるということについて、方向性が何らか出せるのか。現在議論されている放送番組のネット配信というのは一例だと思うのですけれども、ほかにもどんな分野や事例があり得るのかといったことが何らかここにしみ出てくると面白いなと思っている次第です。

ちょっと長く私、しゃべり過ぎましたけれども、皆さんから何かコメントがあればいただければと思います。どうでしょう。

どうぞ、お願いします。

○水野委員 水野です。よろしく申し上げます。

まず①、②については、先ほど中村座長のほうから大きな方向転換だというお話がありましたが、そのような打ち出し方なのであれば大きな方向転換だと思うのですけれども、以前から意思表示ツールを含め、文化庁を中心に進めてきたものがあつたときもありますし、たとえば柔軟な権利制限の規定とかのガイドラインもこの間、文化庁の方に発表していただきましたが、ガイドラインについても幾つかアプローチはあつたと思うのです。そういう意味で、ただ、このソフトローがより重要になっていくとか、ハードローではなくて、よりソフトロー的な路線を推し進めるのだという記載にこれが読めるのかということ、必ずしもそう読めないようにも思えるので、もしそういうソフトローへの大きな転換を意

図されるのであれば、ある種、もう少し力の籠もった表現をしてもいいのかなというのを個人的には感じました。

③については、これは協議の場を設定される、あるいはガイドライン等を整備するということですが、他分野で行われている共同規制的なアプローチを意識されているようにも思われますが、これは意見というか疑問というかですが、こういうある種、二項対立論になりがちな、利害がバッティングしやすいようなことがこの著作権の分野では起こりがちだったわけなのですが、いわゆる共同規制が行われてきた分野というのは、いわゆる行政とか規制がある部分で、その規制を現在のテクノロジーとか技術の進歩に応じて、半ば自主規制あるいは自主規制をつくることを促していくような場面で政府のほうをそれを推し進めるようにナッジしていくというか、そういう場を緩やかに設計していく、あるいは自主規制ルールをつくることを強く推奨していくみたいなことだと思うのですが、そういう共同規制的なアプローチがこの分野でも同様にフィットするのかどうかというのは一つのトライアルだなというようには思っています。

なので、協議の場を設定しただけで何か事が解決するわけでは当然ないですし、この協議の場というのも今までやってきているような気もするので、そこを何かこれを政策としてもう一度書く、改めてそういうことをやっていくのだといったときに、何かもう一工夫というか、違う視点が必要なのではないかな。その視点が何かというのをいまこの時点で私に案があるわけではないのですが、そのような感想を持ちました。

④についてはおっしゃるようによく大きな話というように思っておりまして、テレビで言うと、テレビと配信で言うと、放送と配信で言うと、見逃し配信までなのか、VOD的なところまでを変わらないと考えるのか、どう権利者への影響の実質面のどこまでインパクトを見るかによって結構大きく話が変わってきて、ただ、私個人、思うのは、例えばこのコロナ禍で絵本の読み聞かせサービスみたいなものがあつたときに、その場で100人というのは言い過ぎかもしれないけれども、20人に読み聞かせるのと、配信で5人に読み聞かせるというので配信のほうの方が非常に少ない人にアプローチするというようなケースも多々出てきていると思います。

なので、配信イコール不特定多数というような、実質的に権利者へのインパクトが大きいみたいな、そういう議論はもちろん今までもあつたわけなのですが、もう少し例えば人数を区切る、不特定多数の解釈の問題にもなるのかもしれないですが、その人数的なものとかそういう実質面みたいなもので権利者の利益を不当に害しないの一つの幾つかの類型化みたいなことがアプローチとしてできるのかということが議論になり得るのではないかと個人的には思いました。

すみません、感想ばかりでしたけれども、以上になります。

○田淵参事官 田村委員が挙手されています。

○中村座長 田村さん、どうぞ。

○田村委員 よろしいですか。田村です。

私もこれは大変非常に重要なことだと思います。まず意思表示ツールですけれども、何のためにこれが重要なのかということについて、少し私の考えを申し上げたいと思います。

一つは、これだけデジタルの時代あるいはインターネットの時代で大量に著作物を利用するようなことができるようになっていて、こういう意思表示ツールを出すことで取引費用を削減するというのが第一義的な目的になります。それはもちろん重要なことです。

それとともに、私が大変重要だと考えているのが、このクリエイティブ・コモンズの狙いにも重なるのですけれども、一般的に多種多様な権利者の著作物が現在利用可能になっている時代で、なかなか政策形成過程の場あるいは立法の場面には、非常に多種多様ですが細かな零細な著作権者の意思というのはあまり反映されない傾向があります。そのような中で、こういう簡便な意思表示ツールをクリエイティブ・コモンズのほうに用意しますと、例えばかなり多くの方が、同一性保持権が守られているのだったら何でもいいよとか、営利は困るけれども非営利だったらいいよとか、氏名さえ表示してくれればいいのだとか、そういった形のそういったタイプの許諾あるいは著作権法を望んでいるようなことが分かってきます。全員ではありませんけれども、しかし、そういう声も多いということが分かってきます。そういう意味で、こういう簡便な意思表示ツールを利用することによって、世の中の多種多様な権利者の意識を吸い上げる、そして、メニューを用意してばらけさせるという重要な意味があるように思っています。

他方で、そのようにしてもなお孤児著作物に代表されるように、この意思表示ツールさえ利用しない権利者が存在し、しかし、それでも使われているというのが多いというのが現在の状況ですので、これだけでは解決につながらないということで、次の裁定許諾等の話、あるいは補償金請求権との話につながってくる、そういう順番になってくるのかなと思っています。

それから、ガイドラインについては、もちろん、これも取引費用を削減するという意味があって、大体このようにしておけば間違いはないというガイドラインを示したのもあります。今回、どの程度、それが話題になっているかよく分からないところがあるのですけれども、例えば一部の業界等でクリエイターの方が弱い地位にあるというときに、そうであっても、権利と利用なので基本的には交渉でお願いするわけですが、野放図に交渉に委ねておいたのでは、クリエイターがとても弱い立場にあるために創作意欲に少し影響するかもしれないという状況のときに、こういうガイドラインを設けておいて、これが適正な契約であると設けると、それが交渉力になるのです。そこから逸脱するにはそれなりの理由がないと私はそれに従えませんというので、そういう意味で、このガイドラインというのは単に取引費用を削減するだけではなくて、交渉力を整える、そういった非常に重要な地位もあるというように思っております。このように零細的なクリエイターが非常に多くなって、それらの方々の著作物が今、大量に利用できるような現在、そういった配慮も必要なのかなと思います。

しかし、さはさりながら、そうはいつでも、それらの対応ではおよそ決着がつかないよ

うな同一性保持権問題に代表されるような大量の著作権処理の問題が残っておりますので、それで裁定許諾の話に行くのかなというように思います。

④は別文脈ですけれども、これはもう御指摘のとおりだというように思っております。あとは各論でしょうかという気がいたしました。

以上です。

○中村座長 ほかにございますか。

どうぞ。

○内山委員 青学、内山です。

まず総論的にこの3つの青い部分、基本的には賛成いたします。文化庁の放送同時配信のときも盛んに言った問題だったのですけれども、時間軸ということが多分考慮として必要ではないか。恐らく今回、デジタル、デジタルという言葉がたくさん出てきますけれども、そのデジタルの技術発展のスピードとこういう制度の適用のスピードがやはり合っていないということが根っこにある問題ではないか。法学も経済学も動学的モデルに対して弱い学問だと思いますけれども、だから、今回、本当にその問題が非常にシビアになったというのが放送の同時配信だったと思います。その一つの回答として、ハードローではなくソフトローで行きましょうということ、決して反対するつもりは全くないです。これはこれで行けるのであればぜひトライしてみたいというように思うところであります。

それから、③のところにくっついているところで、例えば放送同時配信のケースはこう言うと怒られるかもしれませんが、いろいろ規制改革会議からのプレッシャーがかかってそれで動いたという面は少なからずあるように思うのです。ということは、こういう問題提起、ガイドラインを変えたい、あるいはガイドラインを改定したいという問題提起のメカニズムをつくっておかないと、多分無視されるときも出てくる可能性もあるかなというように考えました。

以上でございます。

○中村座長 ほか、手、挙がっていますか。

どうぞ。

○上野委員 よろしいでしょうか。上野でございます。

2番目の点に関しましては、先ほど田村先生からも御指摘がありましたように、意思表示ツールは、特に非商用コンテンツにとって非常に重要だと思います。その上で、これも田村先生から御指摘があったように、意思表示がされていないものについてどうすべきなのかというのが問題になるところかと思えます。この資料を拝見しておりますと、どういった場合に黙示的な利用が許諾されていると考えてよいかという問題提起がありますように、特に明示的な意思表示はされていないのだけれども、黙示的に利用許諾されていると評価できる場合というのはたしかにあるのかと思えます。例えば漫画がコミケで同人誌にされるとか、あれも著者等が明示的に許諾していなくても、基本的には黙示的に許諾されている、むしろ明示的にノーと言っていない著者の作品については事実上許されているという

状況があるのかもしれませんが。

また、例えば、ネット上のウェブサイトを社内でプリントアウトするというようなことは私的複製に当たらないわけですが、それでも日常的に行われているのはなぜかというと、人がネットにウェブサイトをアップしている以上、それが他の会社の中でコピーされるということについては黙示的に許諾しているというように理解できるという場合が多いのではないかと思います。

このように、世の中には、黙示的に許諾されていると理解できる場合もあるとは思いますが、その反面で、ネットにアップされているものというのは全てが権利者自らアップしたのではなく違法にアップされたものもありますから、権利者による許諾があるとは言えない場合も多いかと思えます。また、例えば、自炊代行サービスを適法にするにはどうしたらいいかというときに、何かの団体をつくって、そこに電子化について著者がノーといってる書籍のブラックリストをつくっておいて、明示的に嫌だという人以外は黙示的に許諾されていると理解することはできないだろうかというような考えも見られたわけですが、そういう場合、明示的にノーと言っていない限り黙示的許諾があると言えるかというところは厳しいように思われます。

その意味では、この資料で「利用場面に応じて」というように書かれているところが重要で、かなりケース・バイ・ケースなのだろうと思えます。おそらく黙示的許諾で解決できる部分というのはかなり限られていて、これも田村先生から御指摘がありましたように、やはり裁定制度とかその他の制度を整備していくということが重要になるのではないかと思います。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

よろしいですか。よろしければ、また後で戻っても結構ですので、次へ行きましようか。続けての説明を事務局からお願いをします。5番から10番かな。

○田渕参事官 それでは、続きまして「1. 全体」の⑤～⑩について御説明させていただきます。

1つの固まりとしてこれはまとめておりますけれども、⑤の多数の著作物等の利用円滑化の課題、それから、⑥の集中管理団体による管理の対象となっていないノン・メンバー問題の解決策というところで、青字で記載しております権利者の方向性部分ですが、矢印の後にライブエンターテインメントや放送番組、配信オリジナル番組の配信に当たって、楽曲、原盤、映像実演等についてノン・メンバー問題や権利者の捜索に係る問題が指摘されているが、拡大集中許諾/補償金付権利制限/集中管理との混合型は解決策になり得るかということで、この3つの類型については別途資料2-1と2-2を御用意しております。また、これら以外の方策により集中管理を促進できないか。さらには、2つ目の矢印、青字部分ですが、権利者不明の場合の課題については、後述の裁定制度の見直しにより対応は考えられるかという検討の方向性の案を示しております。

資料2-1ですけれども、こちらは2ページ目、2枚目以降ですが、これは3つの類型について前回お示しした比較表と基本的には同じ内容のものとなっております。

その次のページに分野別の集中管理団体による管理状況を参考としてつけております。分野ごとに主立った管理団体を掲載しています。真ん中辺り、管理状況とありますけれども、信託契約・受託者の数ですとか外国団体との契約等を示しております。これは以前、会議でお示しした資料と同じものですが、さらにそこに管理形態と管理手数料を付け加えております。管理形態については、原則と例外、それぞれ記載しております。また、管理手数料率についても御参考までに記載しております。

集中管理の度合いというのはなかなか一概にはかるのは難しいわけですが、真ん中の管理状況というところに、各団体等によって管理率が推計できる部分についてはそうした数字も併せてお示しております。

次に、委員の先生方からいただいた御意見を内容ごとにまとめたものを記載しております。

まず1つ目が拡大集中許諾の正当性というところに係る課題についていただいた御意見でございます。

①ですが、多数の権利者が関わるために取引費用や取引時間が大きくなり過ぎ、利用が促進されない場合には、取引費用や取引時間の削減が必要である。

②ですけれども、拡大集中許諾に委ねるという立法がなされていること、団体の適格性を認可するとともに公的な監督の対象とすること、一定の組織率を要件とすること、オプトアウトを認めることなどにより、正当化が図られないかと御意見いただいております。

③が、組織率が低い場合であっても個別のライセンス契約の適正性について裁定機関の判断も介在させることにより、正当化を図れないかという御意見。

④が、適用対象となる利用場面や著作物等の種類、利用形式を限定した拡大集中許諾については、オプトアウトを認めることや団体を認可制とすることを要件として、黙示の許諾が認められるのではないかという御意見。

⑤が、オプトアウトの行使の実効性を担保する方策、すなわちノン・メンバーが自らの著作物が利用されていることを把握する方策が必要であるという御意見。

⑥が、公共性が高くなく、対価等の利用条件の決定を市場に委ねたほうがいい場合には、権利制限よりも望ましいのではないかという御意見。

それから、⑦ですけれども、私的録音録画補償金制度や授業目的公衆送信補償金制度については、個々の権利者からの権利行使の委託等の有無にかかわらず、指定管理団体が権利を行使し得るものとなっている。補償金付権利制限と拡大集中許諾とでは前提となる権利の排他性において相違があるが、実質的な効果の面から見ると両者はかなり近いのではないかという御意見になります。

次のページに行っていただきまして、⑧ですけれども、取引費用の削減を目的とした拡大集中許諾については、条約上のスリー・ステップ・テストのうち、「特別の場合である



こと」についてはオプトアウトを認めれば、実際に行使されている著作権の中で制限を受ける権利は少ないということになり、同要件を満たすのではないか。オプトアウトを認めない場合にも、その目的がホールドアップ（当該利用をしなければ無駄になる関係特殊投資が投入されているために高額のロイヤリティーを支払わざるを得なくなることを防ぐ）にあり、その結果、利用が促進され、適正な市場価格が支払われ、大半の権利者にとって利益となるという理由で、実質的に不利益となる権利者は少ないとの理由づけがあり得るといふ御意見。

さらに「権利者の通常の利用を妨げないこと」との要件についても、オプトアウトを認める場合には、権利行使を欲する場合はこれを妨げないので、充足するのではないか。オプトアウトを認めない場合にも、市場価格が支払われるのであれば大半の権利者にとってはその利益にかない、その意思にも反しないということで正当化し得るのではないか。

「権利者の正当な利益を不当に害しないこと」の要件についても同様に、市場価格が権利者に支払われる場合は、権利者に不当な利益を与えるものではないと判断できるのではないかという御意見になっております。

⑨ですけれども、集中管理団体に管理を委託していない権利者の著作物等を団体が管理する正当化根拠としては、①黙示の許諾、②労働協約の拡張適用、③事務管理が挙げられることがあり、ほかに④民法上の不在者財産管理人制度も考えられなくはないが、いずれも説得的とは言い難い。したがって、拡大集中許諾そのものではなく、拡大集中許諾に類似した機能を果たすと考えられる「混合型」を検討する必要があるのではないかという御意見をいただいております。

以上が拡大集中許諾に関する御意見ですけれども、次に、補償金付権利制限の正当性に関する御意見といたしまして、①ですが、公益的な理由で低廉な対価で定型的な利用を促進することを目的とする場合に推奨される。②の各権利制限規定の目的・範囲・補償内容等を総合的に考慮して判断されるべきという御意見。③ですが、条約上のスリー・ステップ・テストのうち「権利者の正当な利益を不当に害しない」との要件については、通常の使用料の額に相当する額の補償金請求権が実効性を持って機能するのであれば、それを付与することにより一応満たすことができると考えられる。もっとも、補償金請求権が実効性を持って機能するためには、権利者が利用者の存在を的確に捕捉できることが必要である。利用者であることが外形上分かりやすい放送事業者や学校設置者のみを対象とした権利制限の場合は別として、そうでない場合に補償金付権利制限を行うと実効性の点で問題が生じる。その問題を軽減するためには、集中管理団体のメンバーについては許諾権・禁止権を行使できる「混合型」にする必要がある。

スリー・ステップ・テストのうち「権利者の通常の利用を妨げないこと」との要件については、権利者自らあるいはライセンシーを通じて行うビジネスと衝突し、その顕在的もしくは潜在的市場を侵食するおそれのある利用について権利制限を行うことは、補償金請求権の付与があっても「権利者の通常の利用を妨げないこと」の要件を満たさないから、

補償金付権利制限は無論、「混合型」も認められないというべきである。逆に、そのようなおそれのない範囲に限定された利用についての権利制限や「混合型」は、同要件を満たすと考えられる。そして、そのような限定された利用についてのみ権利制限をすることは、ほぼ自動的に「特別の場合であること」との要件を満たすことになろうという御意見をいただいております。

続きまして、④ですけれども、こちらは拡大集中許諾に関する御意見の⑧と同じ理由づけが補償金付権利制限にも当てはまるのではないかとということで、内容としては同じ内容となっております。

続きまして、混合型についていただいた御意見ですけれども、①混合型が集中管理団体と利用者との間のライセンス契約による取り決めをノン・メンバーに対する補償金に直ちに拡張するということを目指しているのであれば、拡大集中許諾と選ぶところはないのではないかと御意見。

それから、②ですけれども、拡大集中許諾とは異なる制度として設計し、例えば補償金の対象となる利用をあらかじめ特定するとともに、補償金額を認可制とする場合、特定されていない分野への対応が遅れたり、補償金額のきめ細やかな設計が果たせないというデメリットがある。他方、メリットは、拡大集中許諾でノン・メンバーに対する拡張の正当化根拠が弱いことを立法という民主的な決定により埋め合わせるころにあるが、組織率が低い場合にも個別ライセンス契約の適正性について裁定機関による判断を介在させる、改良型の集中許諾でも、ある程度、この弱点を補うことができることに鑑みると、むしろ改良方に軍配が上がるのではないかと御意見をいただいております。

また、③ですけれども、こちらは補償金付権利制限に関する御意見の③の中に混合型に関する御意見も含まれていましたので再掲したものとなっております。

最後に4ポツのノン・メンバーの著作物等の利用に係る取扱いについても御意見いただいております。これはどの類型にも共通するものと考えられるため、別途の記載となっております。

一つ、使途について適切な運用がなされることが必要。例えば一定期間経過後、①利用者に返還する、②共通目的事業に支出できる、あるいはしなければならないものとする、③文化基金とするなどのように、使途に関して一定の制約を課すことによって、当該金銭が安易に団体構成員ないし委託者に分配されないことがないよう、制度上担保する必要があるとの御意見。

もう一つが、権利者が現れず不要となることを見込まれる対価は徴収せず、出現率を加味した金額を徴収し、手数料の中に保険用の金額を織り込んでおき、万が一支払いが必要となった場合にはその中から権利者に支払うことが考えられるという御意見をいただいております。

以上が資料2-1になりますけれども、資料2-2は、この皆様からいただいた御意見を踏まえた仮説と表題にしております。1つ目が拡大集中許諾型のイメージの仮説です

が、権利の排他性が維持されており、ノン・メンバーについてもオプトアウトにより権利の排他性を維持することが可能、利用用途に大きな制限なしとしております。公共性が高くなく、対価等の利用条件の決定を一定程度、市場に委ねたほうがいい領域が向いている。取引費用の削減による権利者・利用者相互の利益最大化と適正な対価還元を実現としております。また、国の行政機関による関与といたしまして、例えば立法により条件等を規定したり団体の適格性の審査・認定、管理委託契約の適正性、ノン・メンバーの公平な取扱い、財務情報の公開、適正な分配、未分配金の使途も含む適正な分配の確保、それから、報告徴収、業務改善命令等としております。

また、団体の構成員たる権利者については管理委託があるわけですがけれども、ノン・メンバーについては管理委託がないというときに、個別の利用許諾契約の適正性について裁定による判断を入れてはどうかという御意見もありましたので、その旨を記載しております。

次が補償金付権利制限型のイメージの仮説ですがけれども、こちら、権利の排他性を制限する。制度設計次第ではオプトアウトにより権利の排他性を維持することも可能ではありますが、公益的な理由により定型的な利用を促進する領域、利用者を外形的に特定・想定しやすい領域が向いているのではないかと。適正な補償金額、利用実績に基づく補償金関係業務の適正な執行を担保するための行政の監督が必要になるものと記載しております。画一的条件により一括して処理が行われるということの特徴としてこのイメージでは記載しております。

最後の混合型のイメージの仮説ですがけれども、集中管理団体に管理を委託している権利者については、権利の排他性が維持されていることから、利用用途に大きな制限はないと考えられる。ノン・メンバーについては、公益的な理由など権利の排他性を制限する正当化事由が必要としております。ただし、制度設計次第でオプトアウトにより権利の排他性を維持することも可能としております。利用者を外形的に特定・想定しやすい領域に向いているのではないかと。さらに取引の適正性と補償金関係業務の適正な執行を担保するための行政の監督が必要となるのではないかと記載しております。

以上が3つの類型に関する御説明になりますけれども、最初の資料1の検討の方向性の部分に移ります。これらのほかに例えば集中管理を促進できる方策があるか、また、権利者不明の場合の課題については裁定制度の見直しによる対応が可能かということも併せて記載はしておるところでございます。

以上、資料の説明とさせていただきます。

○中村座長 ここが本丸となりますが、今の資料1の3つの類型のようなアプローチが課題の解決策となり得るのかという総論としての方向性はよろしいかというのがあって、もう一つは、今の3つについて、我々がこれのどれかを選ぶというのは無理だと思いますし、また、適用されるべき場面、ジャンルも異なり得るのだろうと思いますが、できるだけ深掘りをして何らかのめり張りをつけられるのか、今後の制度論に我々がバトンタッチで

きるところまでこなせればいいかなと考えておりました、皆さんからは随分議論をいただきましたし、熱い意見もいただいたところで事務局に整理をしてもらって仮説の図も作っていただいたというところで、追加的なコメントあるいはさらなる論点などあればお出しをいただければと思います。いかがでしょうか。

○田渕参事官 林先生、挙手されていますか。

○中村座長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

論点を整理していただき、ありがとうございました。最初の①～④というのが全体の中の総論なのです。それで今、⑤～⑩までということだったのですが、私のコメントとしては⑬まで含んでしまうかもしれないのですが、よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。

○林委員 まず、この⑤～⑩、そして、⑫については、当初から何度か申し上げているように、インターネット上のコンテンツの流通の促進と著作者などへの利益の適正分配という2つの面を実現するために、選択肢を増やす制度が必要だと考えております。したがって、制度設計としては、ただいま整理していただいた資料2-2に書かれている3つ、拡大集中許諾、補償金付権利制限、そして、この2つを混合した型というのは、これらは選択肢として並列的に設ける方向性で、今後、それが実効性ある制度となるように要件などの検討を進めていってはどうかと思っております。

これらの選択肢が機能するために必要なインフラとしては3つあると思っております。また、これから申し上げる3つは、政策実現のための言わば公共インフラ的なものなので、今後、その構築のために国が継続的に支援していくことが必要ではないかと思っております。

第1は、利用促進には⑪に記載されているような権利者情報のデータベースの構築が必要だと思います。音楽については今、文化庁で実証実験をされているということなので、次は映像分野ではないかと思っております。公共放送であるNHK制作の番組に加えて、民間放送の制作番組も含めたデータベースの構築が必要ではないかと思っております。

第2が⑬に記載されている利用情報に関する情報の権利者への提供、この点を担保するためには、技術、アーキテクチャーの実装が必要であると思っております。この点はこれまでのヒアリングでも御紹介あったように既に技術はありますので、あとはこれの実装、実践であると思っております。

3番目のインフラは、やはり⑬に記載されている取引の適正化だと思います。これは下請法だけではカバーできない制作現場における契約の高度化が必要だと思っております。各種ガイドラインの啓蒙だけではなく、そういったガイドラインが活用されるための仕組みが必要ではないかと思っております。冒頭の総論のソフトローに関して水野先生も御指摘になったように、これまでも取組はありました。ただ、それが自分事として現場では取り入れられていないというところが実態ではないかと思っております。せっかくつくったガイドラインが実際に活用されるためのインセンティブというか、ある程度これをスタンダードにして、

この点をしないとホワイトな制作現場ではないというような契約実務が定着するようになることが必要ではないかと思えます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

後ほど⑪～⑬も御意見いただきますけれども、この両方要るのだというのは新しい議論だと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

前田さん、どうぞ。

○前田委員 ありがとうございます。

資料1の⑩のところに2つの矢印を書いていたいただいてまして、一つは3類型に関するお話、それから、もう一つが権利者不明の場合の裁定制度の見直しのことが書かれていて、裁定制度の見直しのことは、次の次の⑫で詳しく書いていただいているかと思えます。

ちょっと先走りになってしまうかもしれませんが、私は、この権利者不明の場合の裁定制度の抜本の見直しは、ぜひ進める必要があるのではないかと思えます。その場合、⑫のほうの矢印の1つ目で、行政の関与なし、集中管理団体の有効活用ということを書いていただいておりますが、仮に国から指定を受けた集中管理団体が、権利者不明等の場合に当たるかどうかを審査して、その場合に当たると判断した場合には利用希望者に対価を供託させて利用させることができるということになれば、これは結果的には拡大集中許諾に近いものになるのではないかと思えます。したがって、この⑩の2つの矢印の、上は3類型の話で、下は権利者不明の裁定制度の話なのですが、裁定制度の抜本の見直しを進めると結果的には拡大集中許諾、それは限定された範囲での拡大集中許諾と言うべきかもしれませんが、その実現に近いことが裁定制度の延長線で考えることができるように思えます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。

○田村委員 田村です。よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。

○田村委員 今の前田先生の御見解に私も賛成です。まず、ひとまず現在ある裁定制度も直そうと思えばいろいろなことができますので、今のような仕組みというのは十分あり得ると思えます。私は、まずは対価をぜひと思っていますけれども、それはもう反映していただいておりますし、それから、今、前田先生の御提案は、私が申し上げている拡大集中許諾ですが、組織率が低いようなときに裁定制度を組み合わせることで制度化できないかという案と、今、お話を聞く分にはほとんど同じような構想だと思いましたので、それはぜひ賛成したいと思います。

他方、まだ私は純粋な拡大集中許諾にも大変興味があるところでございまして、裁定機関を絡ませなくても、組織率がかなり高いところでは、拡大集中許諾一本で処理したほう

が話は早く、迅速に処理できるのではないかと考えておりますので、その選択肢は残しておくべきだろうと考えております。

ついでに幾つかの論点、先生方が意見を出されているなかで、拡大集中許諾に対していろいろな正当化根拠が書かれていた点について、一言申し上げたいことがございます。委員の意見をまとめていただいたところです。ほとんど私の意見も入れていただいているので付け加えるところは少ないのですけれども、ちょっとどういように考えたらいいのか分からないところがございます、それが拡大集中許諾の正当性についての⑨です。

○中村座長 資料2-1かな。

○田村委員 そうです。資料は3つの図があるやつです。ここです。この⑨は私の意見ではないのですが、まだ私がよく分からないところがあって、克服できるのではないかなと思っています。補償金請求権のように立法化した場合には、この①になるのか、②になるのか、③になるのか、④になるのかというように、黙示の許諾か労働協約か事務管理か、民法上の不在者財産管理人制度か、そういう問題設定をすることなく、補償金で別に集中管理団体に入っていないノン・メンバーのものも含めて集中管理団体が処理するとそういった制度が現在あるわけですが、そういった立法で決めればこれは克服できるような気がするのです。拡大集中許諾のときだけこれを問題にするというのは、平仄を取れていないのかなと思っています。

拡大集中許諾でも立法でノン・メンバーに拡張するのだということは認めるといいますから、こういう既存の法理のどれに行くのかという議論はせずに、むしろ大事なことはスリー・ステップ・テストの適合性とか、そもそも政策目的としてそれがいいのかとか、そちらの話ではないかなと思っています。ですので、私は⑨のような論理構成にはあまり感心しないという、そこを少し申し上げさせていただきました。

以上です。

○中村座長 ほかにどうでしょう。

○前田委員 前田です。よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。

○前田委員 すみません、⑨は私の意見を書いていたいただいた部分なのですが、私はこの拡大集中許諾の問題を考えるときには、先ほど申し上げました裁定制度の抜本的改良型としての限られた範囲の拡大集中許諾的なものは別として、権利者不明等の場合ではなくて権利者に連絡を取ることが可能な場合に、それでもなお拡大集中許諾を正当化できることができるのだろうかという問題意識を持っております。

連絡を取れる権利者があえて集中管理団体に管理委託をしていない場合に、それでも集中管理団体が利用者に許諾を出せるということにするのであれば、それは実質的には権利制限なのではないかと私は思います。もし、そうであるならば、権利制限を正当化できるに足りる公益的な理由などが認められるような限定された場合でなければいけないと思いますし、もちろん、スリー・ステップ・テストも満たす必要がありますし、また、実質的

に権利制限だということであれば、こういう場合には許諾を出せませすということ、すなわちどういう場合に実質的に権利制限されるかということ、手続としても立法による必要があるのだらうと思います。

確かに、特定されていない分野について何か新たな必要性が生じてきたときに、立法を絡めた場合には迅速に対応できないのではないかという御指摘があり得るところなのですが、具体的に特定されていない分野で管理委託がないにもかかわらず、集中管理団体がその裁量で幅広く許諾を出すことができるというのは、それはなかなか難しいのではないか。先ほど申しましたが、権利者不明の場合であればそれはよく分かるのですが、権利者に連絡を取ることができるのに、なお、そういう権限を集中管理団体に認めるということ自体が困難なのではないかと私は思います。

以上です。

○田村委員 田村です。

今の点で補足させていただいてよろしいでしょうか。

○中村座長 はい。

○田村委員 前田先生、どうもクラリファイしていただいてありがとうございます。

私はこのように思っていて、そうすると、先ほどの前田先生と私はほぼ変わらないと言ったところも、少し変わる場所があるかもしれません。それは、結局、これはデフォルトをどちらに置くか、あるいはプラグと言ったりしますけれども、現在ですと当然裁定許諾はまず一定の努力をして連絡がつかないという状態を確保する必要があるわけですね。

ところが、大量にこれだけ著作物を利用できる時代で、それが積もり積もると大変なコストになるという問題があるので、そして、特に組織率が高い場合のノン・メンバーは多くの場合、もしかすると権利にあまり関心がない人が多いとなると、かなり無駄なコストになる可能性があります。そのときに、拡大集中許諾、前田先生御提案のものも含めてだと私は思っていましたけれども、拡大集中許諾あるいは裁定許諾に関連した拡大集中許諾というのは何も言わなければ集中管理団体と利用者が契約した条件を当てはめますよ、嫌だったら言ってきてくださいということで手を挙げさせる、そういう意味があります。その意味では、連絡がつかないものについても一旦は適用して、物を言わせる制度だというように、そこが一番のメリットだと思っています。

なので、今の前田先生のお話を聞いて、もちろん細かな制度設計のようなところはありますけれども、少し方向性が違うところがあるかなと思った次第です。その上で、それは権利制限だらうと言えはそのとおりだと思います。なので、権利制限に認められるような様々な要件というか政策的根拠というのは、おそらく必要になるのではないかなと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。皆さんの議論が既に次の⑪～⑬まで入っているものもありますので、ここで続けて事務局に⑪からの説明をお願いします。

○田渕参事官 それでは、⑪は権利者情報を集約したデータベースに関するものですが、検討の方向性の案といたしましては、前回、御発表いただきました音楽分野における権利情報集約等に向けた実証事業を受けた統合データベースの活用が考えられるのではないかと。また、その成果を音楽以外の分野にどのように広めることができるかという方向性を記載しております。

それから、⑫が過去のコンテンツの利用における課題である権利者不明著作物・実演等の利用の円滑化を可能とする権利手法は何か。現状の裁定制度の改善策として何が考えられるか。この課題についても、青字の矢印の部分ですが、3つの類型が選択肢になるのかどうか。裁定制度の抜本的な見直し、例えば行政関与がなく集中管理団体を有効に活用し、事前供託もなしとして要件の緩和を図るといった抜本的な見直しを図れないか。

3つの類型の解決策となり得るかという論点については再掲しております。

⑬が著作物等の利用に当たって可能な限り適切な対価が著作者等に還元されることをどのように促すことができるか。前提として、利用状況に関する情報が権利者に適切に提供されることが必要ではありますが、例えば下請法等による規律は有効かということで、前回のこのタスクフォース会合で取引の適正化に資する各種ガイドラインを御紹介しましたが、それらのガイドラインの周知や活用を図るための仕掛け等について検討が必要ではないかということで、このような記載としております。

以上、⑬までの説明とさせていただきます。

○中村座長 先ほど言及もありましたし、裁定制度、これが要件なし等のアプローチとなると非常に大きな制度論になると思います。また、下請法などがここで頭出しされていますけれども、著作権法以外の制度的なアプローチというのも、それだからこそ知財本部で議論する意味はあると思いますが、大きなテーマだと思います。この辺り、改めて皆様の意見をいただければと思います。

○田渕参事官 内山先生が。

○中村座長 内山委員、どうぞ。

○内山委員 内山です。

11番、文化庁さんの肝煎りの政策であるということは分かってはいるのですが、もう少し予算をつけていただくとか、周知ということに対して徹底していただくとか、何かそういうことがないと、という印象を持っています。といいますのは、たまに例えば地方局の方に聞いて、こういうのをやっているけれども、知っているかというように聞いたときに、知らないと言うのです。なので、このやっていること自体、決して悪いことではなくていいことだと思いますので、何かもう少し人々に知らせるようにやっていただければという印象を持ちました。

取りあえず、以上です。



○中村座長 予算つけろという意見、大事ですよ。

ほかにいかがでしょう。

○水野委員 水野です。よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。

○水野委員 ⑬に関してなのですが、先ほど林先生からも御指摘があったとおり、ガイドラインみたいなものがあるのですが、それが周知や運用として実効性が担保される形で浸透していないという問題意識を持っておりまして、ここのタスクフォースでも何度か一応議論が出ている著作権契約的なアプローチというものをこのタスクフォースとしてやるべきという意見を出すべきだとは全然思っていないのですが、今後検討していくべきみたいな方向性で一応記載はしておくというのはあってもいいのかなと個人的には思いました。

その点、事前説明とかで少し事務局の皆様とも議論させていただいたのですが、なぜ著作権だけがそういった民法の契約自由の原則の例外を設けられるかみたいな議論というのは当然起こるのでしょうが、既に著作権法の中で例えば27条、28条の特掲とか、そういう契約法的なアプローチというのも入ってなくもないですし、必ずしも検討ができないものではないと思いますので、最終的にはこういうガイドラインで取引の適正化を図っていくという方向に落ち着くとしても、そういった議論も同時並行で進めていくことは意義のあることなのではないかというように個人的には思っております。

以上です。

○○○ 内山先生。

○内山委員 すみません、13番が出てきたので、今、この問題、成長戦略会議からフリーランスの待遇問題という形で問題提起されていることも絡んでいまして、お願いは内閣府、官邸の中で交通整理してくださいという、正直、そのお願いです。いろいろな方面から話が来ている感じがしていて、多分原課にとっても対応が難しくなっているのではないかなという印象が正直ございます。

以上です。

○中村座長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。では、続けて、次は2ポツになりますか。

○田淵参事官 それでは、2ポツはUGC、n次創作関係になります。①ですけれども、いわゆるUGCの中には第三者の著作物等を全く利用していないものから、第三者の著作物等を利用する程度が大きいものまで様々な形態のものが見られるが、これらの著作物等について利用の可否や条件に関する権利者の意思をどのように確認しやすくできるか。どのようなものが引用により認められるかという点につきまして、青字矢印ですけれども、コンテンツホルダーが利用しやすい意思表示ツールやガイドラインの整備・普及等を図れないか。その際、投稿サイト等のプラットフォームと連携できないかという方向性を示しております。

それから、②ですけれども、UGCが例えば第三者の著作物等を利用して創出されて、それが例えば投稿される場合というのは著作権侵害となり得るわけですが、投稿サイト等のユーザーによる軽微な利用行為をどのように捉えるかというところにつきましては、矢印部分ですが、軽微な利用であるものの、形式的には著作権侵害に当たる場合に権利者の意思を尊重しつつ、利用の萎縮を招かないことができないかという記載をしております。それから、再掲といたしまして、3類型に関する方向性についても記載しております。

それから、③が投稿サイト等プラットフォーム事業運営と権利者への対価還元を円滑化するため、どのような方策が考えられるか。

また、④が、投稿サイト事業者等プラットフォームが、利用者に代わって、権利処理や対価還元を行う機能を果たすことは意義があるか。このような役割をプラットフォームが果たすことがかえって新規参入の障壁となるか。新たなプラットフォームの成長を促す観点から、どのような方策が考えられるかという点ですけれども、こちらにつきましては、例えば投稿サイト等における利用状況の把握方法、投稿者への情報提供・啓発、海外も見据えた権利処理枠組み、小規模配信事業者に対する支援、著作権使用料の算定方法等に係る課題について、権利者や投稿サイト等のプラットフォームの要請に応じ、協議の場を設定してはどうかという検討の方向性を記載しております。

最後、⑤ですけれども、同じような課題意識について、例えば競争政策の観点からどのような方策が考えられるか。情報の非対称性の問題を解決するため、例えばコンテンツ流通に関する収入、コンテンツの利用状況、対価還元に関する基準、苦情等への対応について公表を促し、透明化を図ることは有益かというところにつきましては、引き続き検討が必要なのではないかという記載にしております。

以上、UGC、n次創作関連の説明とさせていただきます。

○中村座長 ありがとうございます。

この辺り、いかがでしょうか。特段ございませんか。

○林委員 林です。

異論はないということの意思表示でございました。ちなみに、2ポツの①のコンテンツホルダーが利用しやすい「意思表示ツール」、については、「全体」の冒頭の総論にも「意思表示ツール」という言葉がありますが、今後、論点整理を具体化していく過程では、田村先生が整理してくださった「簡便な意思表示ツールという方向性を、総論でも、キーワードとして書き込んでおくと、趣旨が分かりやすくなるのかなと思いました。

以上です。

○水野委員 水野です。

今の点に加えて、この意思表示ツールとかガイドラインというのは、コンテンツホルダー側が自らそういうように使ってくださいねというように意思表示する場合のものと、あとはプラットフォームが利用規約という形で整備する場合の大きく2種類あるのかなというように思っています。一応、その辺りの書き分けがあるとより分かりやすいかもしれな

いなというように個人的に思いました。

以上です。

○中村座長 ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続き、最後の説明をお願いします。

○田渕参事官 最後ですね。3ポツのライブエンターテインメントや放送番組等のインターネット配信の関係になります。これは主に前回、放送番組ですとか配信オリジナル番組の配信についてヒアリングを行いました。また、前々回にライブエンターテインメントを配信する際の課題について有識者の方々から御発表いただきました。

その内容を踏まえたものとなりますけれども、①がインターネット配信に関する国内外における権利処理を円滑に行う方策は何か。集中管理されていないノン・メンバーの楽曲や原盤、レコード実演のほか、権利者不明のものについてどのような方策が考えられるかというところにつきましては、青字矢印部分、いずれも再掲ですけれども、3つの類型による対応というのは解決策になり得るか、あるいはこれら以外の方策で集中管理を促進できないか。さらに権利者不明の場合の課題については、上述の裁定制度の抜本的な見直しによる対応は考えられないかということに記載しております。

次に、②ですけれども、放送番組の公衆伝達、飲食店のテレビで放送番組を流すといったことがこれに当たりますが、無許諾無償で許容される場合に、インターネット配信映像についても同様に流したいという需要について、権利者の利益保護とのバランスとの観点も踏まえ、どのような対応が考えられるかというところにつきましては、これは「1. 全体」というところの④に掲げた検討の方向性と同じものを再掲しておりますが、アナログ・リアルにおいて同等の行為にもかかわらず、デジタル・ネット利用の場合に許諾が必要となる著作権法上の「ずれ」について、権利者の利益を不当に害しないことを前提に解消してはどうかとしております。

以上、3ポツの説明とさせていただきます。

○中村座長 ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。よろしいですか。

内山さん、どうぞ。

○内山委員 沈黙をつくらないようにということで。ちょっと遡ってですけれども、2ポツの④、⑤、プラットフォームの競争政策という話が入ってくると思います。具体例で言えば、もちろんYouTubeのように、あそこで音楽包括契約を結んでいただいて、著作権に明るくない素人さんでも気楽に出せるようにしているというところはよい面だとは思いますが、でも、同じようなことが、では、小さなプラットフォームで適用できるかといったときに多分難しいでしょうねということがあろうかと思えます。

その問題は例えば3ポツの②に行ったときにも抽象的にしていけば結局不特定多数を対象にしたメディアは何なのかというところまで行くようなお話のように思います。2ポツ、⑤は継続検討になっているのであまり深掘りしませんけれども、3ポツ、②で、ずれにつ

いて権利者の利益を不当に害しないことを前提に解消してはどうかということなので、そうなる、結局、私的通信なのか、公衆送信／伝達なのかというところに行くような気がしますし、20世紀のようにスパッとここに境界線がありますというように多分言えないと思いますので、その発想を持ち始めるということが必要ではないでしょうかということでご感想を述べさせていただきました。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○水野委員 水野です。

ライブエンターテインメント、放送番組のインターネット配信関係なのですけれども、3番の①のところ。特にライブエンターテインメントのほうなのですが、このコロナにおいて、要はいろいろオンラインイベントを開催するときの原盤権の処理の問題というのが結構現場からニーズとして上がってくる課題感があって、それは最初のほうにこのタスクフォースでも議論されていたと思うのですが、何となく最終的には、それはどちらかというところと拡大集中許諾とか、いわゆる先ほどからいろいろ議論されている3類型の話というよりは集中管理がなされていないという問題だと思っております、その3類型のうちどれがいいのかという議論と、そもそも集中管理をもう少し頑張っていけよという政策というのは一応別個のものなのかなというように認識しております。このライブエンターテインメントの部分に関しては、集中管理を促す方法をもう少し検討するという、何かややほかの3類型だけの議論ではなくて、単純に集中管理ももう少しできることはあるよねみたいな、そういう打ち出しというのがあるのかどうなのかというのを少し感じたところです。

普通に許諾権でもいいけれども、集中管理をもう少しという打ち出しはあり得ないのかというのはいかがでしょうか。どなたに聞けばいいのか、分からないのですが、委員の皆さんなのか、事務局なのか。

○田中局長 事務局の田中です。

集中管理を促す方法というのは、これ以外の方策で集中管理を促進できないかということに書いてあるのですが、では、実際、ガバメントリーチでどういう手段があるかについては非常に悩み深い問題があると思っております、その辺をアイデアがあれば、ぜひタスクフォースの御意見をいただきたいのです。

○水野委員 それこそ、ここでも協議の場みたいな話が、いわゆる共同規制的な形で業界の自主ルールあるいは運用というのを促していくというのは、まさにこの辺りで政府がリーダーシップを発揮して行うという方法は、今回のタスクフォースの全体の議論の流れにそぐう形で書けるのかなというように個人的には思いました。それ以外にいろいろやれることがあるかという、今はちょっとこれがいいのではないかというアイデアまでではないのですが、その辺りまではここで書き込んでもおかしなことではないのではないかと

と個人的には思いました。

○中村座長 ほかにいかがでしょうか。一応最後まで見ましたので、全体についてのさらなる御意見でも結構です。

○○○ 前田先生も手が挙がってらっしゃいます。

○前田委員 前田です。よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。

○前田委員 事務局へのお尋ねなのですが、3ポツの②のところでは放送番組の公衆伝達が無許諾無償で許容されている場合に、インターネット配信映像についても同様に、という表現があるのですが、その後の矢印のところを見ると、アナログ・リアルにおいて同等の行為といえる場合のことを想定されておられるようなのですが、そうすると、このインターネット配信映像というのは、放送の同時配信等のことを指しているということなのでしょうか。事務局への御質問です。

○田渕参事官 すみません、音声が悪く乱れまして、デジタル・ネットの利用でテレビと同等との御質問ですか。

○前田委員 インターネット同時配信映像といいますといろいろなものがございまして、同時性を持っているものもあればオンデマンド型のものもございまして。放送番組の公衆伝達とオンデマンド型インターネット配信映像の公衆伝達というのはかなり違う面があると思うのですが、アナログ・リアルにおいて同等の行為であるにもかかわらずという表現がございまして、この設問で言っているインターネット配信映像というのは、放送番組と同種のインターネット配信映像のことを想定しているのかなというようにも感じたのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○田渕参事官 そうですね。そこは表現がもう少し工夫が必要だと思いますけれども、確かにおっしゃるとおり、インターネット配信映像といいますとオンデマンドがございまして、そうすると、権利者に与える影響というのは、例えば放送のようなものとは異なってくると思います。そこは少し丁寧な議論が必要であると思います。

○前田委員 ありがとうございます。

○上野委員 今の点なのですが、前田先生御指摘のとおり、放送番組の同時配信等については、今回予定されている改正で非営利かつ無料の場合等につきましては公の伝達も許容する方向で検討されていると理解しておりますが、確かに現状では例えばYouTubeに掲載されている動画を公に見せるという場合は、いくら非営利かつ無料であっても、あるいは家庭用受信装置を用いる場合であっても許されないことになっております。もちろん、35条は改正されましたので教育機関であれば必要な範囲で公の伝達をすることが許されることになりましたけれども、これは非営利の教育機関に限られます。一方、テレビやラジオなどを客に視聴させるということは営利目的であっても家庭用受信装置を用いる場合は許容されるということと比較すると、ややバランスが悪いのではないかといたうようにも思われるところであります。

とはいえ、先ほど多分、前田先生も含意されていたのだと思いますけれども、オンデマンド配信の中には有料の音楽配信のように契約に基づいて配信を受けているというものもありますので、いくら家庭用受信装置を用いるといってもこれをそのまま店舗等で再生することによって公に伝達するというのまで一律に許容してしまっているのかという点は問題になるかと思えます。したがって、アナログとデジタルを同等に扱うといいましても、どういう場合であれば許容されるべきなのかということをもう少しきめ細やかに検討した上で、さらにこの問題を検討する必要があるのではないかと思います。その際には、著作権法だけではなく、例えば有料配信を受けている場合であれば契約によって、例えば配信音源を店舗で流してはいけないとか、そのような合意がなされている場合もあるかと思えますので、そのような契約によるコントロールとの関係を踏まえつつ、著作権法がどうあるべきかということの検討が必要なのではないかと考える次第でございます。

以上です。

田村先生の手が挙がってらっしゃいます。

○中村座長 どうぞ。

○田村委員 聞こえていますでしょうか。

○田淵参事官 聞こえています。

○田村委員 今の点はおっしゃるとおりで、この文章が、分かりにくくて、これは今やっている同時配信の話なのかなと最初は思ってしまったのですが、お話を聞いていると全然違うので、少し文章を工夫する必要があると思います。

ただ、細かく詰めて書く必要はないのですけれども、恐らくこれは放送と同じようにインターネットが機能している場合ですので、無料で全国どこでも見られるような状況のインターネットについては権利者のほうもそれを覚悟して配信していることが多いわけですから、そういった場合に放送と同じように扱うという趣旨ではないかと思うのです。

ですので、細かなところまで詰めるのはここで議論すべき話ではないと思いますけれども、今の文章だとちょっと伝わらないところがありますので、今申し上げたように、放送と同じような場合であるという感じを出していただけると話が急に分かりやすくなります。そうだとすると、私は、上野先生のお話にいつも同感でして、38条3項の話ばかりしていますが、38条1項との対比が非常に面白くて、DVDとかであれば、非営利であれば公に使うことができるのに、みんなが見ているようなインターネットを流すということが一応条文上できないということになっているというのは、常識と逆なのです。なので、ぜひ直したほうがいいと思っています。ありがとうございます。

○中村座長 ほかにどうでしょう。

○林委員 裁定に関してでもよろしいでしょうか。

○中村座長 はい。

○林委員 ありがとうございます。

先ほど来、裁定制度の見直しということが何回か挙がってきていると思います。ぜひ、

様々な場面ごとの裁定制度について、先ほど前田先生からもいろいろなご指摘があったと思いますので、論点を挙げていければと思っております。

私は、今回、拡大集中許諾制度を制度の選択肢として新たに設けるに当たっては、留意すべき点があります。本日の資料2-2では現行の著作権等管理事業法になぞらえて図が作られていますが、現行法の著作権等管理事業法の23条の協議と24条の裁定を経験した者としましては、今後、拡大集中許諾制度を導入して正当化していくためには、そこでの裁定というものは、現在のような審議会での判断ではなく、ADR型といいますか、準司法とまでは行かなくとも、当事者がそれぞれの主張、立証をして、そして、御判断いただくというような形のほうがいいのではないかなと思っております。

先ほど田村先生からも改良型拡大集中許諾ということで、裁定制度がちゃんと機能することは拡大集中許諾を正当化する上で重要であるというお話をいただいたと思います。私も、今後、その点を詰めていく必要があるのではないかと思います。その他にも、裁定制度については、それぞれの場面ごとに、現行の問題点、課題を挙げて見直しを詰めていくべきではないかなと思っております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

○柳川委員 よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。

○柳川委員 柳川です。

すみません、大分後半、先ほど入ったに近いので、ちょっと皆さんがどういう議論をされたか十分に把握していないのですけれども、今の林先生がおっしゃったことに大分関連するかと思うので、その点では、ずれがないかなと思っております、おっしゃったようなある程度の裁定制度はもう少しADR的な仕組みにして、それで拡大集中許諾のところの集中管理団体がそれを担うというのが一つの方向性なのではないかと思います。場合によっては別組織でもいいのかもしれないのですけれども、集中管理団体があまり集中度は高くない場合にはですね。いずれにしても、集中管理とADR的な処理というのがセットで進められるべき方向性かなというように思っております。

その理由は、前から申し上げているようなある種のスピード感を持って利用者が利用できることというのが、やはり取引費用を削減して経済活動を活性化するために非常に重要なところだと思うのです。その一つのやり方というのが集中管理団体を置いてある種のスムーズに取引ができるようにするということなのですけれども、それで一人一人、非常に小さい権利を持ったような人たちが一個一個で権利を主張して取引を妨げないようにするという構造なのですが、そのときの問題点というのは、そのときに個々の権利者の主権を制限するということがどこまで認められるのかということで、これが公共性にかなうものであればかなり強制的に権利を制限されてスピードを速めるということを認められるのですが、エンターテインメントのようなところでどこまで権利を制限できるのかというのは

やはり問題としては残るのだらうと思っています。

そうすると、権利を尊重しながらスピードを速めるにはどうしたらいいかという、ある種、もう予定的な権利行使を管理団体か何かにやってもらって、それで問題があったということであれば、当事者が事後的にそれを巻き戻す形で権利を主張することができるというようなことで結局スピード感とその権利の保護のバランスを取っていくというしかないのではないかなというように漠然と思っています。

その巻き戻し方とか巻き戻すときの処理の仕方というのがいろいろなパターンがあるということなのだらうと思いますけれども、一つ、この種の話で気をつけなければいけないところは、結局、事後的にこんなことをやられてしまって私は困るのだといって全部を台なしにする、あるいは全部を台なしにしたいくればたくさん払えというようなことを言われてしまうと、ホールドアップ問題と言われている田村先生のお書きになっているところですが、やはり問題が出てきてしまいますので、事後的なところの処理というか交渉というか、あるいは事後的な補償みたいなところはある種の第三者機関なりフェアな判断ができるような仕掛けはつくっておかなければいけない。それが先ほどから出ているようなADRというようなイメージなのだと思います。ここもどこまでやれるかというところは、あるいはどういうような仕掛けでやるのかというのは詰めていかなければいけないのですけれども、やはりある種のそういう事後的な処理というところは入れた仕組みが必要なのかな。

これに対して、物すごく大きなすごく力を持った権利団体みたいなところは事後的な処理ではなくて事前に交渉を持ち込んでくるということになるでしょうから、メインのターゲットは零細の迷子になっていて後から気がついてクレームを出すというようなところがそういうような処理をできるということなのだと思います。なので、3類型のところのパターンで出てくると第1類型的な集中管理団体ですけれども、今のような少し処理の仕方の工夫というのは幾つかあって、それを何分類と言うのかは私、今、今日のお話も前半を伺っていないのでちょっと承知していないのですけれども、私としては、そういうところの工夫があることで今の取引費用の削減と権利の行使という部分をバランスが取れるといいのではないかなというように思っております。

取りあえず、以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○前田委員 前田です。よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。

○前田委員 単なる言葉の問題でございますけれども、裁定という言葉がいろいろな文脈で使われることがあるので、ちょっと言葉の使い方が分かりにくくなっているような気がいたしました。と申しますのは、集中管理団体が一方の紛争当事者になる場合の裁定というのが、著作権等管理事業法に基づく裁定というのはそういうものだと思いますし、それ



から、今、存在しませんけれども、仮に権利者不明等の場合の裁定制度を大幅に改革して、それを管理事業者が判断できるということにするならば、今度は管理事業者がそこでは裁定の判定者のほうになるわけですので、裁定という言葉がいろいろ多義的な文脈で使われる可能性がありますので、そこは言葉としては整理をする必要があるのかなと思いました。

以上、単なる言葉の問題でした。

○中村座長 承知しました。ありがとうございます。

その辺りでしょうか。ありがとうございました。かなり皆さんに広範に議論をいただきました。全体を伺ってまして、3類型のところ、拡大集中許諾あるいは補償金付権利制限の3つの類型のところをどうするかというのは、このタスクフォースの大きなテーマでございますけれども、同時に、ネットとのずれの問題ですとか裁定制度、今、議論になりました。あるいは下請法などの著作権法以外のスキームを活用するという、この辺りがいわゆるハードローの世界の話でありますし、同時に、同じぐらいの厚みを持ってソフトロー、ガイドラインとかADRの話がございましたし、また、ステークホルダーによる場づくりを促進しようというのもございました。

データベースのようなインフラをつくれというお話ですとか、今日出てきた話で言うと普及啓発をもっと強化しなければいけないとか、集中管理そのものを強化しようというような提案もございまして、かなり皆様のおかげで厚みのある、迫力のあるパッケージになりつつあるなという期待感が高まってきたところでございます。これをラストへ向けてどのようにまとめ上げていくかということを経務局とまた委員の皆様とも相談しながらもう一段進められればと思った次第です。

というところで、今日の議論、大体一こなしできたかと思えますけれども、よろしければ田中局長からコメントいただければと思います。

○田中局長 かなり深い議論をしていただけたと思っています。ソフトローの話と協議の話の話でかなり深い御意見を頂戴いたしました。実はソフトローをさらに使っていくべきではないかというテーマにつきましては、このタスクフォースでの議論でも啓発されまして、知財政策全般において大きな方向性としてどこかで打ち出すべきかということで、実は構想委員会の新しいテーマとしても掲げてございます。

その中でも水野先生から御指摘いただいた、4次産業革命の中でソフトローをもっと活用しないと、御指摘がほかの委員からもあった技術革新のスピードと制度調整のスピードのギャップが大き過ぎるということとの関係で議論してきているわけですが、主としてその議論は安全・安心規制とか、いわゆる行政規制の話が多かった。それを民事のルールにどこまで持ち出せるかということについては、同じようには扱えないのだろうけれども、でも、何かトライする価値があるよねということで構想委員会のほうでもテーマに取り上げさせていただいているわけなのです。

そこにはステークホルダーが関わらなければルールはつくれないというところにおいては同じなのだと思いますけれども、一方で、長年の言ってみればゼロサムゲーム的な議論

をしてきているような場においては、必ずしもステークホルダー間の目線だけでは新しい時代の要求に応えられるようなルールが出てこない場合があるという問題も経験してきておりまして、そういう意味では、水野先生から御指摘あったように、そこにやはり公共政策的な主体が入ってきて、しかも、そこには、その問題の局所的な政策視点だけではなくて経済社会全般の新しい変化に関する、そういう視点を持ち込めるような公共主体がちゃんと入るとか、あるいはそういうことを代弁していただける第三者の公益委員が強力な力を持って入ってくるといったようなものが必要ではないか。あわせて、民事に関わるものであれば司法の方の巻き込みというものが大変重要になってくると思っております、その辺、新しいソフトローのつくり方のメソッドというものを新しい知財推進計画の中で改めて発信できればいいかなということを感じているところでございます。

それから、3類型につきましては、これはもう題名にもございますように、あくまで御意見を踏まえて全ての御意見を集約できていないところは誠に申し訳ないのですけれども、一つの各パターンイメージ、仮説ということでお示しをしたものでございまして、傍聴しておられる方もいらっしゃるのであえて申し上げますれば、政府の中で完全に調整がついたものでも何でもございませぬ。一つの試案でございます。その中で、今日も御意見いただきましたように、これに裁定制度をうまくはめ込むことによって、さらなるバリエーションが考えられるのではないかと御意見もいただきましたので、林先生からも御発言ございましたけれども、選択肢を増やす、検討の幅を広げるというのがこのタスクフォースで御議論していただいている価値だと思いますので、もう一つ、何かバリエーションを御提示できるようなことができれば検討に資するのではないかなということで、さらなる改良を検討してみたいと思います。

それから、いわゆる下請法の議論がございましたけれども、そこで著作権契約的なアプローチがないのかというような話もございました。この競争政策的なガイドラインというものは、大体は力の強いものをある程度制約するという観点からつくられておりますので、当事者間の契約ルールを規範するという部分もあるのですけれども、全体を捉まえたものには必ずしもなっていないものもございませぬ。そういう意味では、新しいデジタルの時代を迎えて、この著作権の契約がどうあるべきかということについて、何か契約ガイドライン的なものは意味があるのかどうか。そういうことについては一つの視点として検討課題として掲げる価値があるのかなというように個人的には思います。

ただ、この手の問題についていきなりハードローで行くのがいいのか、それともソフトローでガイドライン的なものからブルー・オブ・コンセプトを社会的に積み重ねながらその次にハードローに行くのがいいのかということについては、一般的には後者のほうが安全なステップではないかなということを見ると、ガイドライン的なもの、これは相当著作権契約に関する主権者を集めたプロセスが設計上必要になるとは思いますけれども、そういうことが作業仮説としてあるのではないかなというように思いました。

フリーランスの話、内山さんからございましたけれども、これはここの場で今あるいろ

いろなガイドラインにさらなる改正点を加えることを積極的に考えようという議論をしているつもりはないのですが、とりわけフリーランスのやつはできてほやほやでございますので、それをしっかりコンテンツの世界に浸透させていくということが主ではないかと思えます。

あと競争法的アプローチのところについては、正直、まだ具体的な設計議論、それから、行政当事者との関係の議論はまだまだ深まっておりません。この辺をまた議論を進めたいと思いますけれども、少しこれについては現行のプラットフォーム透明化法がまだ施行、間もない。これから来月から施行ということなので、現行法でそのままできるかどうか私、かなりハードルが高いと思っているものですから、問題提起をするということにとどまらざるを得ないかもしれません。それを受け止められるかどうかも含めて、関係当事者と議論を進めていく必要があると思っております。

集中管理の促進について、先ほどの協議の場のようなものができるのであれば、政府が旗を振ってそれを関係者に呼びかけるということも大事ではないか。まさにそのとおりでと思います。まさになぜ今それが求められているのかという状況を行政当局が語るという役割を持っているのは十分あり得る話だと思いますので、そういうことも提言できたらいいのではないかなと思っておりました。

それから、3類型のところでADRのかませ方という話もございました。それから、裁定についてもいろいろな種類があるのでよく整理をして、かませ方についてはちゃんと整理をしてという話もございました。その辺も含めて3類型の話とともに整理をしていきたいと思えます。

大変整理をされた御意見をいただきまして、大変感謝をしております。これから取りまよめの案を具体化、充実化を図っていきたく思いますので、また御相談させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○中村座長 ありがとうございます。

では、最後に、連絡事項がありましたらしてください。

○田淵参事官 では、次回のタスクフォースの開催予定につきましては、改めて御案内させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○中村座長 どうもありがとうございました。閉会させていただきます。失礼します。